

○大阪産業大学学長選出規程

制定 令和8年4月23日

第1章 総則

(目的)

第1条

この規程は、学校法人大阪産業大学（以下「学園」という。）が設置する大阪産業大学（以下「本学」という。）の学長の選出に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(学長選出の基準)

第2条

学長は、次の基準を満たす者から選出する。

- (1) 人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すること。
- (2) 本学の将来ビジョンを有し、その実現に向かって本学の構成員を統率、指揮できること。
- (3) 学園の経営に参加するにふさわしい識見を有すること。
- (4) 教授経験者または理事会がこれに準ずると認めた者であること。

2 学外からの立候補者の場合は、第7条第2項に定める意向投票有資格者の推薦が3名以上あること。

(学長の任期)

第3条

学長の任期は、就任する年の9月1日から3年後の8月31日までの3年間とし、再任は妨げない。ただし、通算2期を超えることはできない。

2 学長が任期の途中で欠けたことにより新たに選出された学長の任期は、前任者の残任期間とし、前項ただし書きに定める通算2期には算入しないものとする。

(選出の事由)

第4条

学長の選出は、次のいずれかに該当するときに実施する。

- (1) 学長の任期が満了するとき。
- (2) 学長が辞任を申し出て、理事会が承認したとき。
- (3) 大阪産業大学学長の解任請求手続に関する規程第5条の定めにより、理事会が学長を解任したとき。
- (4) その他学長が欠ける事態となったとき。

第2章 学長候補者の公示

(公示)

第5条

第4条第1号に該当する場合にあっては任期満了日の3か月前までに、同条第2号から第4号に該当する場合にあっては速やかに、立候補の届出等、学長の選出に係る必要な事項を学内外に公示する。

2 前項の公示は、事務部が、本学WEBサイトを通じて行う。

(立候補の届出)

第6条

立候補の届出期間は、学長選出に係る公示日から1週間とする。

2 立候補者は、あらかじめ本学WEBサイトに掲載されている所定の様式により、経歴書(研究業績書を含む。)および所信表明書を事務部(事務部長宛)に提出しなければならない。

3 所信表明書には、本学の将来ビジョン、任期中の運営方針および重要課題に対する取組方針を記載するものとする。

4 届出者がいない場合、事務部は、届出期間を延長することができる。

第3章 意向投票

(意向投票の実施)

第7条

前章により公示された学長候補者を対象として、本学専任職員による意向投票を実施する。

2 意向投票を行うことができる者は、本学に勤務する専任職員(以下「意向投票有資格者」という。)とする。ただし、休職中、停職中および留学中の者を除く。

(投票管理委員会)

第8条

学長は、意向投票を適正に実施するため、投票管理委員会を設置する。

2 投票管理委員会は、各学部(全学教育機構を含む。)の教育職員各1名および事務職員1名で構成し、学長が委嘱する。

3 投票管理委員会の委員長は、委員の互選により教育職員の中から選出する。

4 投票管理委員会の名簿は、あらかじめ学内に公示する。

5 投票管理委員会の任期は、理事会において学長が決定され、理事長が任命するまでの期間とする。

(所信表明および質疑)

第9条

投票管理委員会は、学長候補者が意向投票有資格者に対し、自らの所信について発表する機会を設けるものとする。

2 投票管理委員会は、意向投票有資格者からの質問およびこれに対する学長候補者の回答を行う機会を設けるものとする。

(投票方法)

第10条

投票は単記無記名とし、意向投票有資格者の3分の2以上の参加を必要とする。

2 病気、公務その他やむを得ない事由により当日投票できない者は、意向投票期日の前日までに、あらかじめ投票することができる。この場合、投票管理委員会の2名以上の委員が立ち会うものとする。

3 当該投票行為は、電磁的記録式投票機を用いて行うことができる。

(有効票および無効票)

第11条

有効票および無効票の判定基準は、次のとおりとする。

(1) 有効と認めるもの

- イ 公示された候補者の氏名を1名だけ記入してあるもの
- ロ 敬称を付してあるもの
- ハ 氏のみを記入したもの（同姓が複数ある場合は、同姓者数で等分する。）
- ニ 名のみを記入したもの（同名が複数ある場合は、同名者数で等分する。）

(2) 無効と認めるもの

- イ 正規の用紙を使用していないもの
- ロ 正規の用紙であっても、指定された枠外に記入してあるもの
- ハ 2名以上記入してあるもの
- ニ 候補者の氏名以外の事項を記入してあるもの
- ホ 公示された候補者以外の氏名を記入したもの
- ヘ 氏名を判読しがたいもの
- ト 白紙のままのもの

(開票)

第12条

開票は、投票管理委員会が、立会人の立会いのもと、意向投票終了後直ちに行う。

(立会人)

第13条

投票管理委員会の委員長は、意向投票所における立会人として、各学部（全学教育機構を含む。）の教育職員各1名および事務職員1名を委嘱する。

(禁止行為)

第14条

投票管理委員会の構成員は、選挙事務における議事、候補者に関する情報などを一切外部に漏らしてはならない。

(結果の公示および位置付け)

第15条

投票管理委員会は、意向投票の結果を学内に公示する。

第4章 理事会による決定および任命

(理事会による決定)

第16条

理事会は、学長候補者の経歴書、所信表明書および意向投票の結果を尊重のうえ、総合的に判断し、次期学長を決定する。

- 2 理事長は、前項の理事会の決定に基づき、学長を任命する。
- 3 理事会による決定結果は、学内に公示する。

第5章 雑則

(学長職務代理)

第17条

第4条第2号から第4号までの事由により学長が欠けた場合、新たな学長が任命されるまでの間、学長があらかじめ指名した副学長がその職務を代理する。

(事務の所管)

第18条

本規程に関する事務は、事務部が所管する。

- 2 前項のほか、本規程の運用に関し必要な事務手続は、特に定めがある場合を除き、事務部が行う。

(規程の改廃)

第19条

本規程の改廃は、事務部が発議し、協議会の審議を経て、理事会の議決により行う。

附則

(施行日)

1 本規程は、令和8年4月23日から施行する。

(旧規程の廃止)

2 本規程の施行に伴い大阪産業大学学長選考規程、大阪産業大学学長選考規程細則は、廃止する。

(経過措置)

3 第23代学長においては、大阪産業大学学長選考規程を適用するものとする。